

住民基本台帳の閲覧状況

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項の規定に基づき住民基本台帳の閲覧状況について公表します。

閲覧年月日	閲覧者(受託者)	申出者(委託者)	閲覧事項の利用目的	閲覧に係る住民の範囲
令和7年9月17日	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	内閣府 孤独・孤立 対策推進室長 成松 英範	「孤独・孤立の実態把握のための全国調査」(人々のつながりに関する基礎調査)実施の対象者抽出	中村 満16歳以上(令和7年12月1日時点)